

児童扶養手当・特別児童扶養手当 現況届の提出をお忘れなく

問い合わせ 福祉課 ☎2148

児童扶養手当、または特別児童扶養手当を受けている方は、「現況届」または「所得状況届」を福祉課に提出してください。(郵送不可)

この届け出がないと、受給資格があっても、8月以降の手当の支給が停止されますので、必ず提出をお願いします。

対象となる方には、あらかじめ届出用紙を郵送します。

児童扶養手当の 加算額が変わります

8月1日から児童扶養手当法の一部が改正され、児童扶養手当の第2子および第3子以降の加算額が変更されます。

第2子 月額定額5千円

→最大で月額1万円

第3子以降 月額定額3千円

→最大で月額6千円

※ ただし、所得による制限があります。詳しくは市ホームページをご覧ください。

	児童扶養手当	特別児童扶養手当
提出期間	8月1日(月)～8月31日(水)	8月12日(金)～9月9日(金)
持参物の準備	<ul style="list-style-type: none"> ○現況届 ○手当証書(手当を受給している方のみ) ○印鑑 ○16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書 ○養育費等に関する申告書 ○生計維持方法等確認書 ○借家の場合、家賃を支払ったことが証明できるもの(領収書、預金通帳のコピーなど) ○平成28年度の課税台帳記載事項証明書(平成28年1月1日に大竹市に居住していなかった方のみ。同居している父母や兄弟も必要となります。) ○光熱水費を支払ったことが証明できるもの(領収書、検針票、預金通帳のコピーなど) <p>その他、必要に応じて書類の提出を依頼することがあります。</p> <p>※ 「一部支給停止適用除外事由届」(水色の用紙)が郵送されている方は、必要書類を添えて、現況届と一緒に提出してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○所得状況届 ○手当証書(手当を受給している方のみ) ○印鑑 ○16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書 ○所得・世帯状況等確認同意書 ○平成28年度の課税台帳記載事項証明書(平成28年1月1日に大竹市に居住していなかった方のみ。同居している父母や兄弟も必要となります。) ○受給者、配偶者および扶養義務者、対象児童の個人番号が分かる書類(個人番号カード、個人番号通知カードなど) <p>その他、必要に応じて書類の提出を依頼することがあります。</p>



ウエストミュージックジャンボリー2016



問い合わせ

ウエストミュージックジャンボリー実行委員会 <http://west-mj.com/>

「音楽の力で西日本から元気パワーを発信！」を合言葉に、中四国13会場・120組の出演者によるリレー式の音楽ライブを開催します。

大竹会場

と き **9月4日(日)**
11時～16時

ところ ゆめタウン大竹

主 催 ウエストミュージック
ジャンボリー実行委員会